

郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画作成に係る協議会設置要綱

平成26年7月25日制定

[保健福祉部保健所総務課]

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき市長が作成する郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）に関し、法第8条第7項の規定により準用する法第6条第5項の規定に基づき感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者から意見を聴くことを目的として、郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画作成に係る協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長に対し、次に掲げる事項について専門的な見地から意見を述べるものとする。

- (1) 市行動計画の原案に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健衛生及び医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市行動計画を作成した日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長から要請があった場合又は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、郡山市保健福祉部保健所総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会に諮り、定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。